

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	田村町小川地区(小川集落)	令和 2年3月26日	-

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	92.6 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	70.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	26.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	50.8 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

現状地域内の農地は中心経営体による引き受け意向があるが、今後高齢化が見込まれるため新たな担い手の育成が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

小川集落の農地利用は、中心経営体である6経営体が担うほか、今後地域内に後継者が就農すれば中心経営体に位置づけ、農地集積等により対応していく。また、将来的には1集落1農場として法人化を目指す。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	7人	水稲ほか	20.9 ha	水稲ほか	71.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。  
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。  
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

小川集落は中心経営体に農地の集積・集約化をはかるとともに、1集落1農場として営農組織を設立し将来的には法人化を目指す。また、地域として基盤整備を推進し、農地の効率的な利用を図っていく。

定年帰農や新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していく。また、施設、機械の導入の際には補助事業等も積極的に活用していく。

当地区で既に実施している多面的機能支払交付金制度に係る活動と併せて有害鳥獣への対策も行うことで農地の荒廃を防いでいく。

プランに参加する農地所有者は、原則として農地を機構に貸し付けていく。  
また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時安全管理や新たな受け手へ機構を通じての貸付けを進めていく。